# 【1998 年 1 月 22 日】国民健康保険制度等の改正について(諮問書、要綱) 社会保障制度審議会(総会第 506 回)

平成 10 年 1 月 22 日

社会保障制度審議会 会長 宮澤 健一殿

厚生大臣 小泉純一郎

#### 諮問書

国民健康保険制度等を別添要綱のとおり改正することについて、社会保障制度審議会設 置法(昭和23年法律第266号)第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

### 国民健康保険制度等改正案要綱

# 第1 改正の趣旨

老人保健制度の抜本的改革は、平成 12 年度を目途に実施することとされているが、 老人医療費拠出金の算定方法については、平成 7 年改正において、平成 10 年 3 月を目途に検討を行い、所要の措置を講ずるものとするとの検討規定が置かれている。近年、 人口の高齢化等に伴い、退職者に係る老人医療費拠出金が増大してきていること、また、 老人加入率が著しく高い保険者数が増加してきていることに鑑み、抜本的改革が行われるまでの間においても、現行制度の下における老人医療費拠出金の負担の公平化を図ることとし、あわせて、診療報酬の不正請求の防止等所要の改正を行うものとする。

# 第2 老人医療費拠出金に関する事項

- 1 退職者に係る老人医療費拠出金の負担の見直し(国民健康保険制度) 退職者に係る老人医療費拠出金について、現在、市町村国民健康保険が負担してい る額の2分の1を、退職者医療制度において負担するものとすること。
- 2 老人加入率上限に関する特例の見直し(老人保健制度) 老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上限を、現行の 25%から、当分の問、30%に改めること。

## 第3 診療報酬の不正請求の防止に関する事項

1 保険医療機関の指定等の取消しに係る再指定等を行わないことができる期間の延長 (健康保険制度)

保険医療機関の指定及び保険医の登録等の取消しが行われた場合に、再指定等を行わないことができる期間を、現行の最長2年から最長5年に改めること。

2 加算金の割合の引上げ(健康保険制度、国民健康保険制度等) 診療報酬の不正請求に係る返還金に対する加算金の割合を、現行の 10%から 40%に 改めること。

# 第4 保険医療機関の病床の指定等に関する事項(健康保険制度)

- (1) 都道府県知事は、病床過剰地域において、医療法に基づく勧告が行われた病院等から保険医療機関の指定申請等があったときは、新たな病床の全部又は一部を除いて保険医療機関の指定等を行うことができるものとすること。
- (2) 都道府県知事は、既存の保険医療機関等の病床を含め、保険医療機関の指定申請等のあった病院等について、医師、看護婦その他の従業者の員数が医療法に定める標準を勘案して厚生大臣が定める基準に満たないとき、その他適正な入院医療の効率的な提供を図る上で保険医療機関等として著しく不適当と認められるときは、その病床の全部又は一部を除いて保険医療機関の指定等を行うことができるものとすること。

# 第5 その他

1 健康保険組合等の予算に係る認可の見直し

(健康保険制度(政令事項)、国民健康保険制度)

健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の予算に係る監督庁の認可を、監督庁への届出に改めること。

- 2 市町村国民健康保険の事務費負担金の一般財源化(国民健康保険制度)
  市町村国民健康保険の事務費負担金については、一般財源化するものとすること。
- 3 その他所要の改正を行うこと。

## 第6 施行期日

- (1) 第2の1(退職者に係る老人医療費拠出金の負担の見直し)平成10年7月1日から施行
- (2) 第2の2(老人加入率上限に関する特例の見直し)及び第5の2(市町村国民健康保険の事務費負担金の一般財源化)平成10年4月1日から施行(3) 第3(診療報酬の不正請求の防止に関する事項)、第4(保険医療機関の病床の指定等に関する事項)及び第5の1(健康保険組合等の予算に係る認可の見直し)公布日より3月を超えない範囲において政令で定める日から施行